

改 正 案

現 行

<p>（環境情報室及び企画官）</p> <p>第二条 総務課に、環境情報室及び企画官一人を置く。</p>	<p>（企画官及び環境情報企画官）</p> <p>第二条 総務課に、企画官及び環境情報企画官それぞれ一人を置く。</p>
<p>2 環境情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 環境省の情報システムの整備及び管理に關すること。</p> <p>二 国立国会図書館支部環境省図書館に關すること。</p> <p>三 環境省の所掌事務に關する統計その他の情報の整理及び提供に關する事務の總括に關すること。</p>	<p>2 企画官は、総務課の所掌事務に關する特定事項の企画及び立案並びに調整に關する事務を行う。</p> <p>3 環境情報企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 環境省の情報システムの整備及び管理に關すること。</p> <p>二 国立国会図書館支部環境省図書館に關すること。</p> <p>三 環境省の所掌事務に關する統計その他の情報の整理及び提供に關する事務の總括に關すること。</p>
<p>3 環境情報室に、室長を置く。</p> <p>4 企画官は、総務課の所掌事務に關する特定事項の企画及び立案並びに調整に關する事務を行う。</p>	<p>（保健業務室、特殊疾病対策室及び化学物質審査室並びに調査官）</p> <p>第十一条 環境保健部企画課に、保健業務室、特殊疾病対策室及び化学物質審査室並びに調査官一人を置く。</p>
<p>（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査官）</p> <p>第十一条 環境保健部企画課に、保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査官一人を置く。</p>	<p>（保健業務室、特殊疾病対策室及び化学物質審査室並びに調査官）</p> <p>第十一条 環境保健部企画課に、保健業務室、特殊疾病対策室及び化学物質審査室並びに調査官一人を置く。</p>
<p>2・3 （略）</p> <p>4 石綿健康被害対策室は、石綿による健康被害の救済に關する</p>	<p>2・3 （略）</p>

<p>事務（他の府省の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室に、室長を置く。</p> <p>7 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 保健業務室、特殊疾病対策室及び化学物質審査室に、室長を置く。</p> <p>6 (略)</p>
--	--